

「ちょいず」和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する 要綱改正（案）に対するパブリックコメント募集結果のお知らせ

お寄せいただいたご意見と回答を公表します。

○ 閲覧場所

市ホームページ、市役所市政情報コーナー、市役所公民協働推進室、和泉図書館、シティプラザ図書館、にじのとしょかん、南部リージョンセンター図書室

○ 閲覧期間

平成 26 年 9 月 10 日（水）～平成 26 年 10 月 7 日（火）

○ 意見の取扱い

- ① ご提出いただいたご意見の要旨と市の考え方を上記の期間、閲覧場所において公表します。
（氏名、連絡先等の個人情報公表しません。）なお、ご意見に対し個別には回答いたしておりませんので、ご了承願います。
- ② お寄せいただいたご意見を踏まえて要綱を改正します。

○ パブリックコメントの実施結果の概要

「ちょいず」和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱改正（案）に対するパブリックコメントの実施結果の概要は、以下のとおりです。

- ① パブリックコメント募集期間：平成 26 年 7 月 1 日（月）～平成 26 年 7 月 25 日（金）
- ② 意見提出状況：意見提出者数 1 名 意見件数 2 件
- ③ ご意見の要旨と回答（市の考え方）：下記のとおり

提出者	ご意見	市の考え方
個人	①「新たな取り組みを実施する予定・・・」とありますが、有資格者の一割前後の届出者数、参加団体の固定化等の現状を踏まえ、なぜ届出数が低空飛行を続けているのか、市民の認知度、事業目的がどの程度達成さ	①本制度は、協働社会をいかに実現するのが課題とされている状況下で、自分たちの地域は自分たちで良くして行こうという市民活動が果たす役割は重要であることから、市民活動を支援することで、協働社会を実現することを目的としています。

れているのか等を検証し、その上で事業のあり方自体を検討の方が先決ではないのですか。「権利を擁護し・・・」とのもっともらしい安易な理由で、上限額引き上げなる撒き餌をしないでください。 ②上限額を超えた団体が増加したとのことですが、その団体を支援した届出者の地区別割合等を分析検討した結果から、その団体の活動が広く市民全体にわたって支持を受けていると認識されておられるのですか。	この目的がどの程度達成されているのかという評価については、実際に市民活動団体との意見交換会においては「市民の活動に対する意識が変わった」「事業内容の充実につながっている」といった意見を多数いただいております、また団体の活動や申請書類等を確認させていただいている中では、本制度を通じて団体の活動がどのような意義があるのかを市民に伝えるスキルアップ等にも活かされており、これによりその事業規模の拡充につながっているところであり、事業効果については一定手ごたえを感じているところです。 しかし、ご指摘のとおり、市民の届出数についてはまだまだ低いものであり、この増加を図るためには、1点目として本制度の趣旨を広く市民の皆様にご理解いただくことが必要だと考えています。これについては、平成26年9月13日に1%支援制度シンポジウムin和泉を開催し、ちよいずの意義、市民活動の担う役割等をご来場いただいた市民の皆様と共に考えていきたいと考えており、今後も様々な手法を用い、市民の皆様にご理解いただくよう努めてまいります。 また2点目として本制度が市民活動の実態に即した支援となるよう取り組むことで、より多くの市民活動団体にご参加いただくことが必要であると考えています。 これについては、年に一度、参加団体の皆様と意見交換会を行い、団体の皆様からいただいた意見について、実行可能なものから本制度に反映できるよう取り組んでおりますが、本制度を設けるだけで市民活動が活性化するわけではなく、様々な組織と連携しながら市民活動を盛り上げていく仕組みづくりが必要であり、これに取り組んでまいりたいと考えております。 これを踏まえ、上限額の引き上げにつきましては、新たな取り組みを行うことで、届出数の増加が見込まれる中、本制度が、市民の皆様にご補助金の金額決定のプロセスに参加する機会を創出するものであることから、本制度の趣旨をご理解いただき、投票いただいた市民の皆様の意思を可能な限り反映することが、公
---	--

		平性の観点から必要であり、また上限額を引き上げることで、市民活動の事業規模の拡大につながり、これが地域の活性化に寄与するものであると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 ②本制度では、「支援事業の対象は概ね小学校区以上の範囲の市民が対象となる事業であること」という制限を設け、一定の事業効果の広がり担保していますが、市民活動の本質はそれぞれの地域特有のニーズに応じた活動であり、このことから事業内容によっては、団体の得た選択届出が団体の活動地域からの比重が多くなる場合もありますが、これについては本制度の趣旨に反するものではないと考えており、市民活動の意義は自分たちの住んでいる地域は自分たちで良くして行こうとする活動であるという点をご理解賜りますようお願い申し上げます。
--	--	--

○ 問い合わせ先

和泉市市長公室公民協働推進室 公民協働推進担当 電話 0725-99-8103（直通）